

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（改訂案）

（名称）

第1条 本会は、「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

※この協議会で対象とする高梁川水系とは一級水系高梁川のうち、高梁川、小田川を示す（直轄区間に限る）。

（目的）

第2条 高梁川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年8月4日から施行する。

改正 平成29年 月 日 (第4条別表改正)

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

(委員)

倉敷市長

総社市長

浅口市長

早島町長

岡山県 危機管理監

岡山県 土木部長

気象庁 岡山地方气象台長

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所長

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所長

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会

(構成員)	倉敷市	総務局参与		
	倉敷市	土木部長		
	総社市	総務部長		
	総社市	建設部長		
	浅口市	企画財政部長		
	浅口市	産業建設部長		
	早島町	総務課長		
	早島町	建設農林課長		
	岡山県	危機管理課長		
	岡山県	土木部 河川課長		
	岡山県	土木部 防災砂防課長		
	気象庁	岡山地方气象台	防災管理官	
	国土交通省	中国地方整備局	岡山国道事務所	副所長
	国土交通省	中国地方整備局	岡山河川事務所	副所長

●水防法等の一部を改正する法律

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、
同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

法案の概要

1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県のと配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会※ (約37%) (2016年12月)

⇒都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)

⇒関係機関と連携し、

2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に

法定協議会へ改組予定

※ 法定協議会の母数は見込み



資料3

国土交通省関連の取組み

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づくハード整備

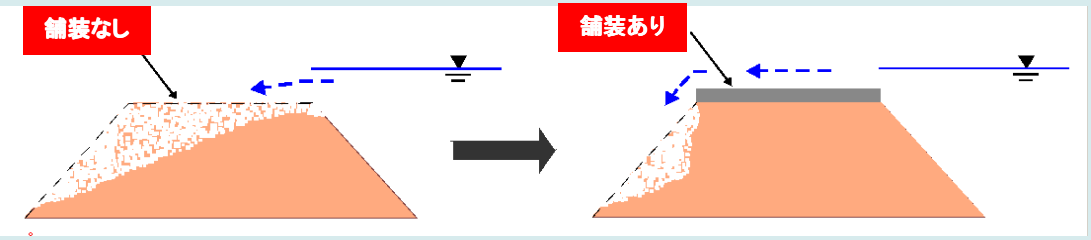
取組の概要○天端の保護【吉井川水系金剛川】

平成27年9月関東・東北豪雨（鬼怒川の破堤）を踏まえた対策として、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策を平成32年度を目途に今後概ね5年間で実施する。
吉井川水系金剛川においては300mの天端保護を実施した。



取組の具体的な内容

平成28年度は金剛川の堤防天端の保護のため、天端舗装（アスファルト舗装L=300m）が完成。
期待される整備効果として、堤防天端をアスファルトで保護し堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には、法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばせることが期待されます。



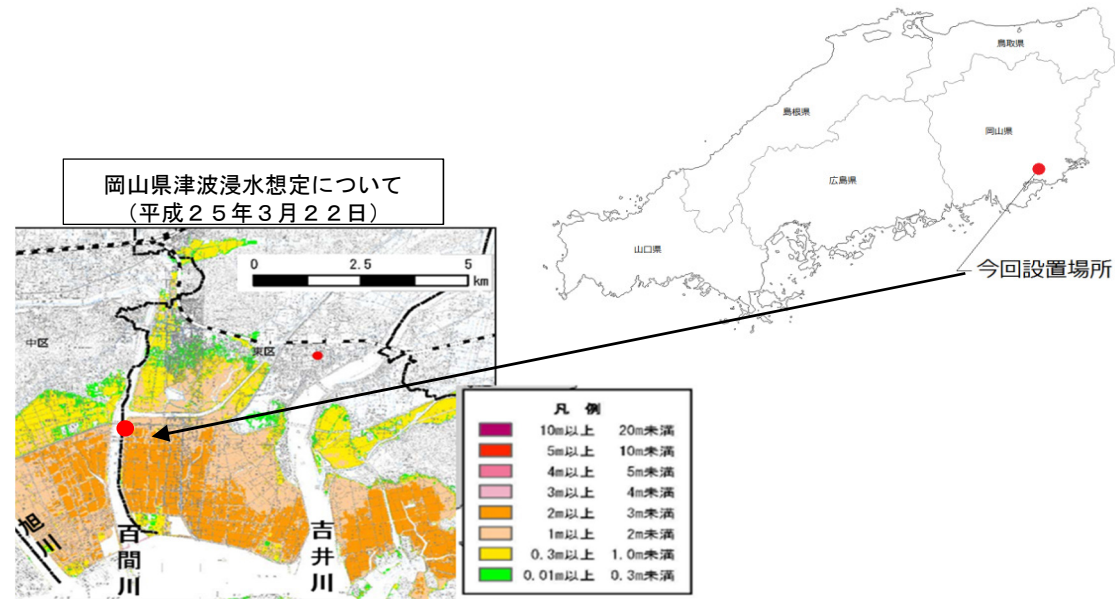
河川管理者と道路管理者が協力し、堤防を活用した避難階段を整備

○避難階段【旭川水系百間川】

【取組の概要】

今回避難階段を設置する箇所は、岡山平野に広がる低平地（ゼロメートル地帯）に位置し、洪水・高潮・津波の浸水が破発生した場合、浸水深が深い。

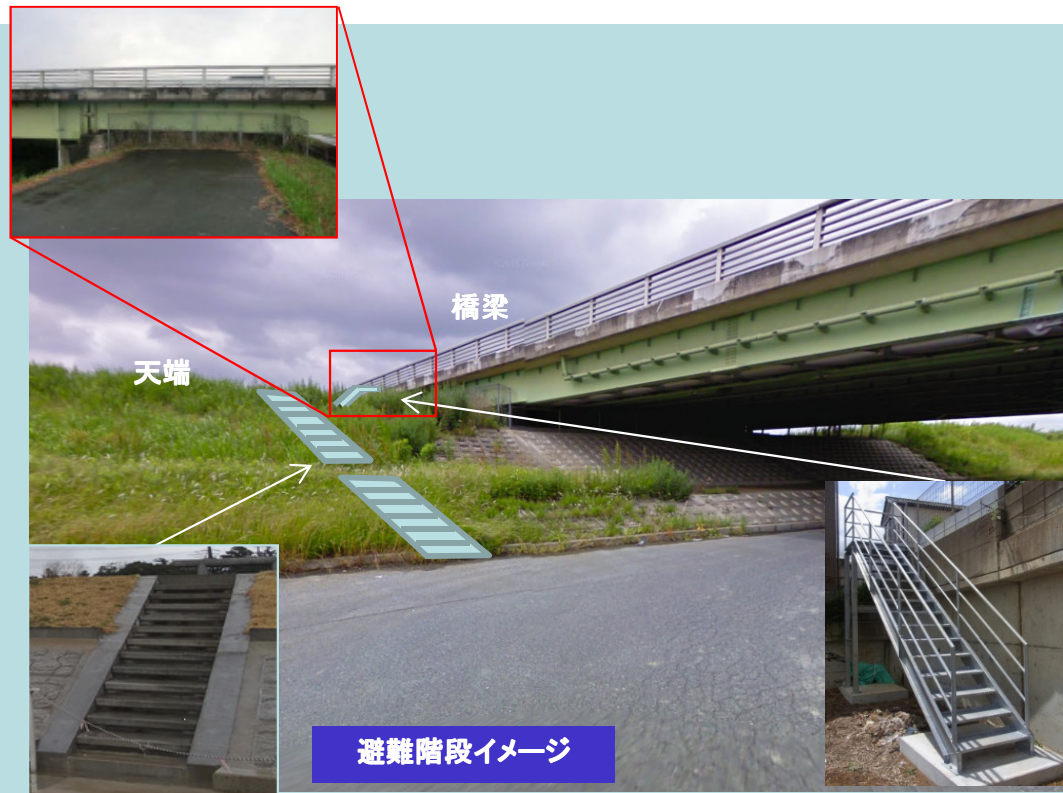
東（吉井川）西（百間川）南（児島湾）北（砂川）を堤防に囲まれ、周辺には高台や高層のビル等の建造物も少ない。このため、唯一の高台である河川堤防と国道2号を結び、避難経路として活用するものである。



取組の具体的な内容

現況は堤内側市道から堤防上までの経路が近傍に無く、堤防天端から橋梁（一般国道2号百間川橋）路面まで高低差があり、直接橋の上へは上がることが出来ない。

堤防天端まで上がる階段及び、堤防天端から橋梁路面へ上がることが出来る鋼製階段の2つの階段を設置することにより、垂直方向への避難が可能となる。更に橋から東西方向（対岸等）への避難、水防活動や平時の河川巡視にも有効活用する事が出来る。



- 低平地が広がる岡山平野を抱える旭川の下流部において、関係機関が連携し、住民の生命を守るために先を見越した早期の防災対応を検討する「旭川水害タイムライン検討会」を平成28年1月に発足。
- 勉強会、検討会等を通し、議論を重ね、平成29年3月に旭川水害タイムライン《平成28年度版》を作成し公表。

●策定までの経緯

平成28年

1月18日 (月): 発足式

2月23日 (火): 第1回勉強会

3月17日 (木): 第2回勉強会

7月27日 (水): 第1回検討会

11月1日 (火): 第2回検討会

12月6日 (火): 第3回検討会

平成29年

1月17日 (火): 第4回検討会

2月20日 (月): 第5回検討会

3月23日 (木): 完成式

●旭川水害タイムラインの特徴

- 旭川下流は、広大なゼロメートル地帯が広がっているため、水害に対して脆弱な地域を対象としていること。
- 旭川の堤防決壊による洪水氾濫だけでなく、内水氾濫も考慮していること。
- 検討会メンバーは岡山市内の27機関が参加し、メディア機関が多く参加している。(NHK、民放5社、岡山シティFM)



検討会 発足式



旭川水害タイムライン
《平成28年度版》完成式

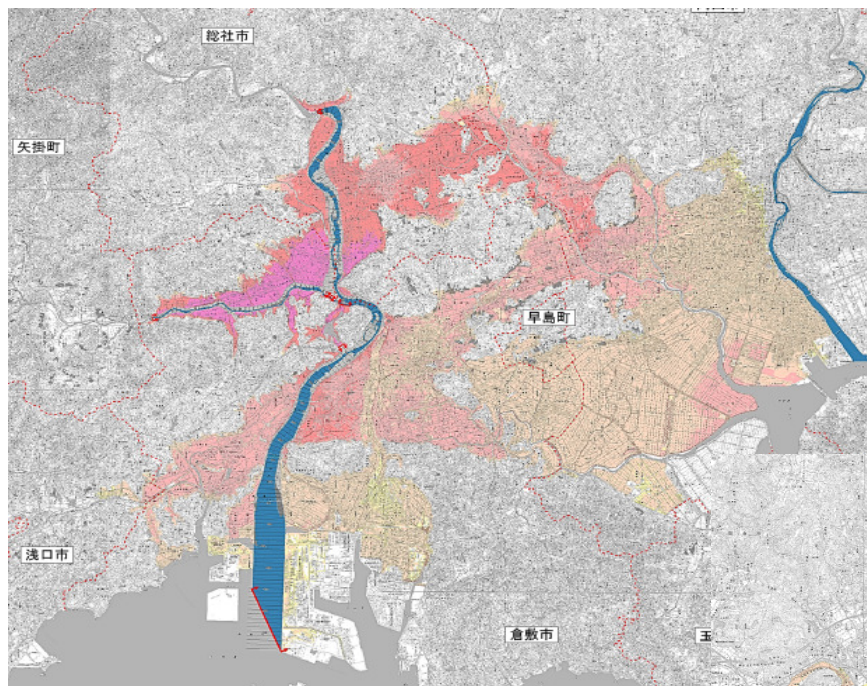
想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表



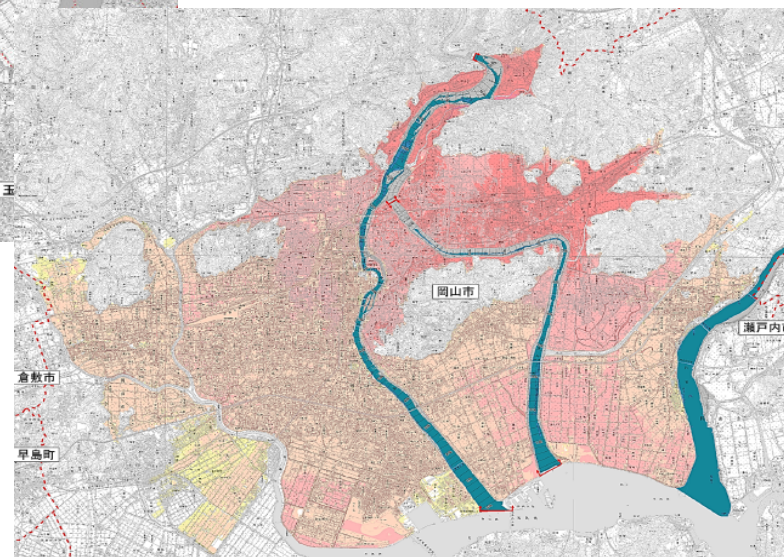
国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

- 平成27年5月の水防法改正を受け、平成29年4月19日に、岡山三川について、現行の洪水に係る浸水想定区域を、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表
- 従来の洪水による浸水区域、浸水深に加え、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）も新たな情報としてあわせて公表

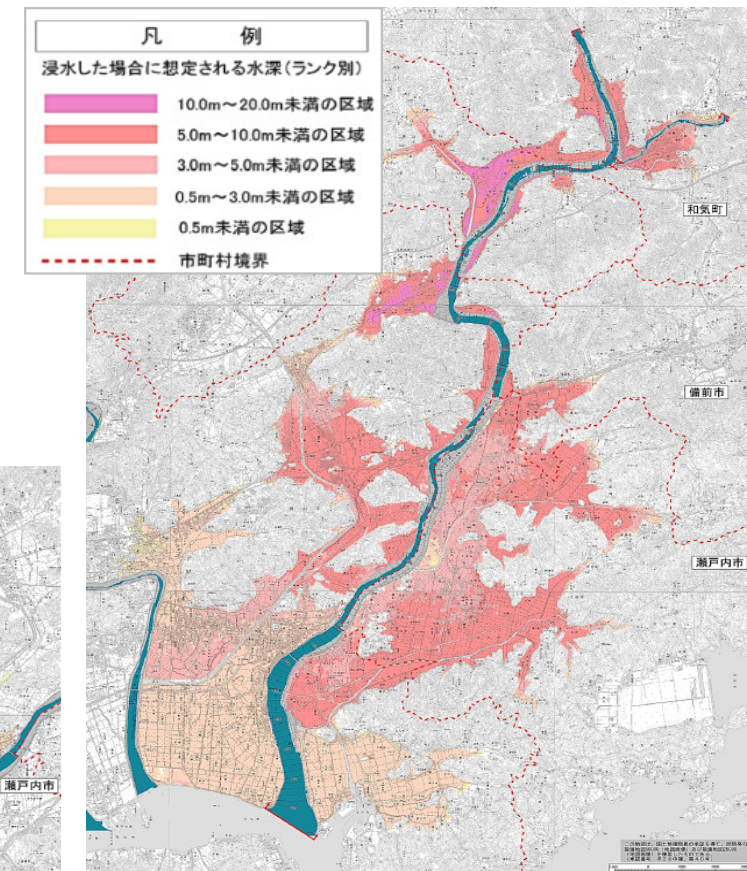
想定最大規模降雨による浸水想定区域（平成29年4月19日公表）



高梁川・小田川
（総括図）



旭川・百間川
（総括図）



吉井川・金剛川
（総括図）

岡山県、岡山市の実践的安全教育総合支援事業に推進委員として参画し、学校防災アドバイザーとして職員を派遣。モデル校及びモデル地区で研修や防災訓練等に取り組み、教職員及び児童・生徒の防災意識の向上につながっています。

学校だけではなく地域・関係機関・家庭と連携した取り組みも行われ、学校が核となって地域の防災意識を高めることに役立っています。(岡山地方気象台)



平成28年8月18日、美咲町柵原地区合同防災教育研修会において、教職員を対象に、過去に発生した災害・想定される災害(ハザードマップ等を利用)を説明し、自然災害を身近な問題として感じてもらい、自然災害から命を守るために学校現場で、防災気象情報をどのように利用したらよいのかを解説しました。



平成28年10月11日、岡山県立玉島高等学校において実践委員会(学校・地域・関係機関)に参加、防災についてのアドバイスを行いました。

各市町による防災意識向上の取組み

岡山市

取組概要

★一般市民向け土のう配布

台風接近による大雨の可能性が高い場合、各家庭の事前対策用の土のうを作成するための土と袋を配布し、浸水被害等の軽減と啓発を図っている。(H26～)

○平成28年度実績

台風10号(北区・南区)

台風12, 16, 18 号(北区・中区・東区・南区)



H28配布状況(南区)

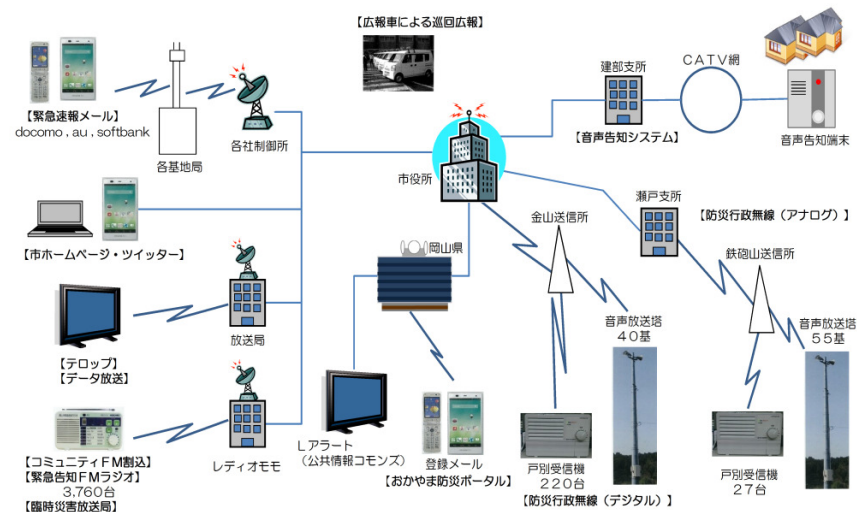
★防災ラジオの配布

防災情報の伝達手段の多様化・効率化を推進するため、同法系防災行政無線のほか緊急告知ラジオを公共施設のほか、地域代表者や自主防災組織、避難所や洪水予報の伝達を要する福祉施設等、危険区域内の要配慮者利用施設などに順次配布している。

★出前講座の実施

出前講座を実施することで防災意識の向上を図っている。

■岡山市の緊急情報手段(イメージ図)

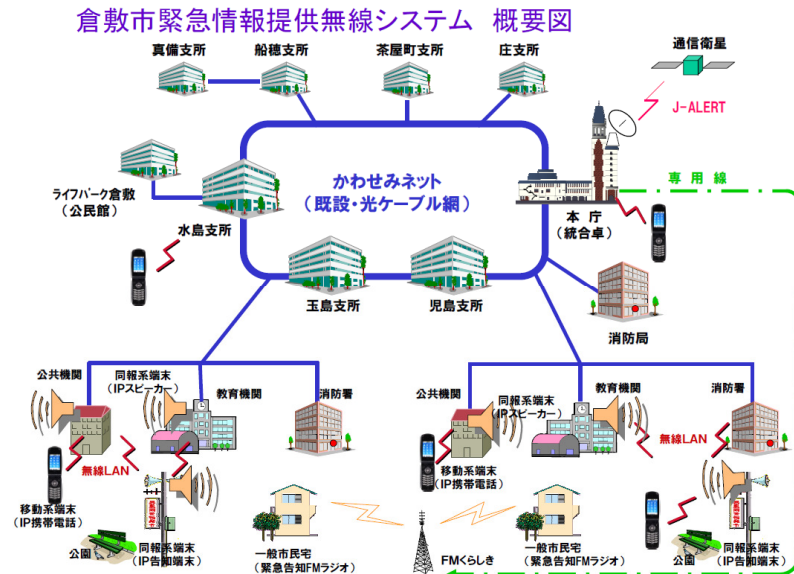


緊急情報手段のイメージ図

倉敷市

取組の概要

- ・ 防災情報をより迅速に伝えられるようにするために、倉敷市では市独自の防災ネットワークによる「**倉敷市緊急情報提供無線システム**」を整備
- ・ 住民の方に必ず聞いてもらえるよう屋外スピーカーの無いエリアについては、緊急告知FMラジオを配布する等、多くの住民に伝わるようにしている。
- ・ 出前講座や防災教育等を実施することで防災意識の向上に努めている。
- ・ 防災士育成講座を開催し、地域の防災リーダーを育成している。
- ・ ホワイトボードにタイムラインを作成し、災害時に随時変更して対応する。



総社市

取組の概要

- ・市独自の防災週間を定めて市民の防災意識高揚に努めている。
期間中には市民参加型の総合防災訓練や地域独自の防災マップ作成事業などを実施。

防災訓練：土のうづくり体験



防災訓練：ダンボールベット作成



その他：NPO法人ピーク・エイド災害協定締結



防災週間：地域防災マップ作成事業



防災週間：防災カルタ



その他：自主防災組織夜間防災訓練



備前市

取組の概要

- 1 地震、風水害などの大規模災害に備え、備前市災害対応型自動販売機を設置(27台)
- 2 災害非常時に備え、土のう作成用『土』置き場を市内74ヶ所にそれぞれ設置
- 3 避難を市民へ早急に知らせるため避難用サイレンの設置(13箇所)
- 4 市内公共施設等に海拔表示盤を158箇所設置
- 5 高潮や豪雨時における早めの防災対策、自主避難の判断材料として、潮位情報や洪水警報、高潮警報等の文字情報を表示する電光表示盤を日生地内に設置



備前市災害対応型自動販売機



海拔表示板の設置



潮位情報表示盤の設置

瀬戸内市

取組の概要

- 地域に合った発災対応型実働訓練を自主防災組織が計画・実行することで、地域の防災活動の活性化を図り、災害に強いまちづくりを推進している。



赤磐市

取組の概要

- ・ 「あかいわ防災士連絡会」は平成28年2月7日有志により発足された。
- ・ 防災士が協力して訓練や啓発の規模を広げ、市民の防災意識の底上げにつなげている。

藤兼所長をお招きしての講演会



赤磐市防災訓練で的一幕



公民館祭りへのブース出店



防災士を対象とした避難所運営訓練



和気町

取組の概要

- 子どもたちが日常から防災と減災に深い関心を持ち、意識を高め、自分で考え判断し行動できる「防災力」を身につけることを目的として、平成27年度から、中学校の授業の一環として、中学1年生を対象にジュニア防災検定の受験を実施している。

実施機関…(一財)防災教育推進協会

検定内容…①事前課題(家庭での話し合い) ②筆記試験 ③事後課題(作文など)

受験料…2,700円/1人(公費負担)

受験者数…H27-122名、H28-117名



文化祭発表



優秀者表彰受賞

早島町

取組の概要

- 平成28年度に防災行政無線(移動系)の更新(アナログ⇒デジタル)を実施。合わせて同報系無線(移動系同報利用)及び河川監視装置(カメラ、水位計)の整備を実施した。
- 情報伝達のため、町独自のスマホアプリやメールマガジン、ツイッターなどを整備。災害時に複数の伝達手段により情報が伝わるようにしている。また、訓練等でもメール、ツイッターを利用した情報提供を実施している。
- 水害対策として町内に土のうステーション4基を設置。
- 平成29年度は、町内2カ所のポンプ場を改修予定。



岡山県

取組の概要

- 岡山県では、市町村、消防本部などの防災関係機関と被害・避難情報を共有し、集計や報告資料作成も行えるよう「岡山県総合防災情報システム」を整備しており、平成27年度から新たなシステムに更新し運用している。新しいシステムでは、市町村が被害情報を入力すると地図上にアイコンでビジュアルに表示されたり、国、県、市町村が提供している河川カメラ等が一体表示されるほか、地上デジタル放送やＬアラート等を通じて県民に情報提供されるなど、より迅速かつ的確に防災対策ができるよう改善を図ったところである。
- また、同システム内のおかやま防災ポータルは、県民が閲覧できる防災情報の公開用サイトで、気象情報、緊急情報、雨量、水位などの観測情報、沿岸ライブカメラ、防災関係機関の情報などを提供している。
- 防災情報メールは、登録者に対して注意報・警報や避難情報など最新の防災情報を配信している。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」 に基づく取組について

減災対策協議会今後の予定

- 取組み方針と状況を比較し、項目の実施が出来ているか確認。
- 想定最大規模の洪水等により、取組み方針の見直しが必要な項目を精査し、事務局で集約、共有を行う。
- 必要に応じて幹事会を実施し、議論を行う。
- 毎年3月～5月に協議会で取組み内容の修正及び取組み方針の変更を報告。